

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

次の売却区分番号に係る公売財産の入札または買受申込みを行うに当たって、公売保証金を金融機関への振込みにより納付しました。

入札又は買受申込みを行う 公売財産の売却区分番号	多1				
公売保証金振込者名 ①公売保証金の振込者名と 入札者又は買受申込者は、 同一の者でなければなりません。 ②法人の場合は、その所在地、 名称及び代表者名を記載してください。	住所(所在地)	電話番号			
	フリガナ 氏名(名称)				印
	フリガナ 代表者名				印
公売保証金の払渡請求 入札者又は買受申込者本人の 口座を記載してください。	公売保証金の返還事由が生じたときは、この保証金について、次の口座への振込による払渡しを請求いたします。				
	氏名(名称)				印
	振込先の 金融機関名	銀行・組合 金庫・農協・漁協		本店・本所 支店・支所	
	預貯金の種別	普通・当座・貯蓄・通知・別段			
	口座番号				
整理 欄	受理年月日	令和 年 月 日	取扱者印		備考欄
	受入(振込確認) 年月日	令和 年 月 日	取扱者印		
	払出年月日	令和 年 月 日	取扱者印		
	支払年月日	令和 年 月 日	取扱者印		

(注) 入札者又は買受申込者は、太い枠内を必ず記載してください。

割 印	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 金融機関の証明書(振込金受取書)の貼付箇所 </div> <p>公売保証金を指定の金融機関の口座に振り込んだ旨の証明として、振込みを依頼した金融機関から交付を受けた「振込金受取書」の原本を、この枠内に貼り付けて提出してください。 なお、貼付けに当たっては、剥がれないように確実に貼り付けた上、割印をしてください。 また、振込みに当たっては、金融機関の注意事項をよく読んで、間違いのないようにお願いします。</p>
割 印	

公売保証金の振込みについての注意事項

- 公売保証金振込通知書兼払渡請求書は、入札又は買受申込みを行う公売財産ごとに、それぞれ作成してください。
- 公売保証金振込者は、公売の入札者又は買受申込者でなければなりません。
※ 公売保証金振込者と入札者又は買受申込者が異なる場合は、入札又は買受申込みが無効となります。
- 公売保証金は、執行機関が定める期限までに、指定の金融機関の口座に入金済とされていなければなりません。
 なお、振込手数料については、入札者又は買受申込者の負担となります。
※ 入札書を提出するまでに、指定の金融機関の口座への入金を確認できない場合は、入札又は買受申込みができません。
- この書類を提出した場合は、記載された売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を現金等により納付したことの証明となります。
 なお、公売保証金は、納付後、その取消し又は変更ができませんので、注意してください。
※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて買受申込み予定の公売物件にかかる公売保証金を振り込んでください。
 なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、後日返還いたします。
- 最高価申込者とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金の払渡請求」欄に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
 なお、別途、「払渡請求書(領収証書)」を提出していただく場合がありますので、執行機関から送付された場合は、必要事項を記載の上、速やかにご返送ください。
※ 公売保証金は買受申込者に返還しますので、「公売保証金の返還請求」欄に記載する預金口座は、買受申込者本人名義の口座を誤りのないように記載してください。
- 公売保証金の振込先は、「公売広報」をご確認いただくか、執行機関にお問い合わせください。

公売保証金の振込みについての注意事項

- 1 公売保証金の振込みは、期間入札に係る入札者でなければできませんので注意してください。
※ 公売保証金の振込人と期間入札に係る入札者とが異なる場合は、入札が無効となります。
- 2 公売保証金は、期間入札に係る入札の満了までに、多治見市長が指定した預金口座に入金済となる必要があります。
なお、振込手数料については、入札者の負担となります。
※ 入札書の提出の前までに、多治見市長が指定した預金口座への入金が確認できない場合は、入札が無効となります。
- 3 適正な公売保証金振込通知書兼払渡請求書を提出した場合は、公売保証金振込通知書兼払渡請求書に記載された公売公告番号及び売却区分番号に係る公売財産の公売保証金を提供したことの証明となります。
公売保証金は、提供後、その取消又は変更はできませんので、注意してください。
※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて入札予定の公売財産に係る公売保証金を振り込んでください。
なお、誤って振り込んだ公売保証金につきましては、開札期日後に返還いたします。
- 4 最高価申込者とならなかった場合など、公売保証金を返還する事由が生じた場合は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の「公売保証金の払渡請求欄」に記載された金融機関の口座への振込みにより返還します。
なお、別途、「払渡請求書(領収証書)」を提出していただく場合がありますので、執行機関から送付された場合は、必要事項を記載の上、速やかにご返送ください。

公売保証金振込通知書兼払渡請求書の「公売保証金の払渡請求」欄の「氏名(名称)」、「振込先の金融機関名」及び「口座番号」の各欄を記載するとともに、「預貯金の種別」欄の該当事項を○で囲んでください。
- 5 公売保証金の振込先の確認は、「公売広報」又は以下の「お問合せ先」へお尋ねください。

お問合せ先 多治見市役所 税務課 収納グループ
TEL:0572-22-1111 内線:2283、2284

令和 年 月 日

多治見市長 殿

(請求人)

住所(所在地)

氏名(名 称)

印

公 売 保 証 金 の 充 当 申 出 書

令和5年9月13日 から 令和5年9月20日 までの入札期間において、
貴職名義の預金口座に振り込んで提供した下記売却区分番号に係る財産の公売保証金に
ついては、売却決定日に私(請求人)に対し売却決定が行われた場合、買受代金に充てて
ください。

入札する財産の 売却区分番号	多1
-------------------	----